

## 令和 8 年度 島本町監査計画

島本町監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の島本町監査計画を次のとおり定める。

監査等の種類 (根拠法令)	監査等の対象	予定時期	実施体制
定例監査（財務監査及び行政監査） （地方自治法第 199 条第 4 項） （地方自治法第 199 条第 2 項）	全部局事務	4 月及び 10 月	監査委員 2 名 及び事務局
決算審査 （地方自治法第 233 条第 2 項） （地方公営企業法第 30 条第 2 項）	一般会計 各特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	7 月	監査委員 2 名 及び事務局
基金運用状況審査 （地方自治法第 241 条第 5 項）	土地開発基金		
健全化判断比率及び資金不足比率審査 （地方公共団体財政健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 資金不足比率	8 月	監査委員 2 名 及び事務局
例月出納検査 （地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）	一般会計 各特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	毎月 20 日 （原則）	監査委員 2 名 及び事務局
工事技術監査 （地方自治法第 199 条第 5 項）	契約額 250 万円 以上の工事から監 査委員が選定する もの	下半期	事務局及び技 術士（外部委 託）

- ※ 本監査計画に定める監査等のほか、監査等を実施する必要が生じた場合は、その都度協議し、実施する。
- ※ 令和 8 年度分からの例月出納検査における支出書類の確認は、財務会計システムの運用状況を踏まえ、適切な方法を検討する。